

「観光地域プロデューサー」モデル事業 モデル地域応募要領

1. 応募主体

モデル地域の応募主体は市区町村です。
(観光協会等の団体が雇用者となる場合も、市区町村が応募して下さい。)

2. 応募方法

応募に際しては、別紙様式に従って作成し、CD-ROM等の電子媒体により、国土交通省担当窓口に提出して下さい。

ただし、参考資料等を添付する場合には、既存の資料等をお使いいただいて結構です。

なお、応募する際の様式等については、国土交通省ホームページから入手することができます。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010423_.html

3. 応募期間

平成20年4月23日(水)から平成20年5月16日(金)までとします。

郵送による場合は、期間内に届くように送付して下さい。

4. 応募要件

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

- 「観光地域プロデューサー」の人件費を負担すること。

なお、応募段階で予算化されている必要はありませんが、モデル地域に選定された場合には、補正予算に計上する等、必要な措置を講ずることが必要です。

- モデル事業終了後も、「観光地域プロデューサー」を一定期間引き続き受け入れる用意があること。

5. モデル地域の選定

(1) 選定体制

国土交通省において、提出された内容を基に厳正な審査を行った後、選定します。

選定結果については、応募いただいた全ての地域にご連絡します。

(2) 選定のポイント

選定は4. 応募要件に加え、以下の視点から検討を行います。

- 地域の現状を踏まえ、地域の課題・問題点を把握し、観光振興に関して地域の方向性を持っているか。
- 「観光地域プロデューサー」が行う業務内容がよく検討されており、モデル事業の対象として適切であるか。
- 「観光地域プロデューサー」を支える体制がとられているか。

6. その他応募にあたっての留意事項

応募するにあたって、ご不明な点やご質問、事前のご相談等は以下の担当窓口までご連絡下さい。

7. 国土交通省担当窓口

国土交通省総合政策局観光資源課

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話03-5253-8925(直通)